

一般社団法人北海道バレーボール協会年会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）における年会費に関する事項について定め、適正かつ円滑な収納に資することを目的とする。

(年会費)

第2条 各会員が納めなければならない年会費は、次のとおりとし、本会指定口座への振込により納入する。

2 登録会員の年会費は、公益財団法人日本バレーボール協会の登録管理システムによるメンバー及びチーム登録料配賦金をもって充てる。

3 正会員の年会費は、次の基本金をもって充てる。

(1) 道内に組織されたバレーボール競技連盟のうち、次の連盟の基本金は、10,000円とする。

- ①北海道実業団バレーボール連盟
- ②北海道ママさんバレーボール連盟
- ③北海道クラブバレーボール連盟
- ④北海道ソフトバレーボール連盟

(2) 各地区を代表するバレーボール協会の基本金は、次のとおりとする。

- ①札幌バレーボール協会 70,000円
- ②旭川地区バレーボール協会 45,000円
- ③函館バレーボール協会及び帯広バレーボール協会 40,000円
- ④その他の地区バレーボール協会 35,000円

4 賛助会員及び特別会員は、一口2,000円とし、個人にあつては1口以上、団体にあつては10口以上の納入をもって年会費とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。

制定 令和6年9月14日